

(令和元年度)  
筑前町教育委員会の自己点検・評価シート

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
I 教育委員会の活動	1 教育委員会の会議の運営改善	① 教育委員会会議の開催回数	A ○教育委員会は、通常月に1回程度の定例会を、必要に応じて臨時会等を開催している。 令和元年度は、定例会を毎月1回、臨時会を8月と3月に2回開催した。(合計14回開催)	○地域の様々な行政課題に迅速かつ的確に対応できるようにするために、定例会だけでなく、臨時会や委員協議会などの方式を積極的に活用していく。
		② 教育委員会会議の運営上の工夫	A ○定例会開催時に、次の開催日の調整を行い、委員全員の出席を図るため、開催日時の工夫に努めている。 ○教育委員が会議において活発な議論を行い適切な判断ができるよう、審議を要する会議資料については事前に配付し、運営上の工夫を講じた。	○義務的・必要的議決事項の審議だけでなく、その時点で対応が迫られている議題や総合的な取組が必要な議題、さらには中長期的な各種の計画の策定等について今後積極的に議論を行うことが必要である。
	2 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	① 教育委員会会議の傍聴者の状況	B ○教育委員会の開催については、告示により公示し、ホームページへの掲載を行っている。令和元年度の傍聴者は1名であった。 ○議会事務局へ会議開催を通告する等の取り組みを行っている。	○これまでの広報活動に加え、地域住民が教育委員会の会議を傍聴しやすくするために、会議の開催日時・場所や開催方法等の工夫も考える必要がある。
		② 議事録等の公開、広報・広聴活動の状況	A ○会議録の閲覧をできるようにしている。 ○教育委員会の活動を地域住民に広く的確に伝えることが重要であり、独自に教育委員会ホームページを開設し、情報発信に努めている。	○引き続き次回の定例教育委員会までには作成し、閲覧できるようにする。 ○広報活動の方法を研究し、更に充実した情報発信に努める。
	3 教育委員会と事務局との連携	A ○地域に根差した主体的でかつ積極的な教育行政を展開するために、教育長の指揮監督のもと事務局が教育委員会の具体的な事務処理を行っている。	○事務局が教育長をはじめ教育委員に適切な情報を提供することで、教育委員会の活性化を生み適切な判断が行えることになる。そのために事務局職員の人材確保や研修を充実させ、事務局の機能強化を推進する。	
	4 教育委員会と首長との連携	A ○首長主催の総合教育会議が開催され、地域の実情に応じた教育に関する施策について意見交換を行うことができた。更に、教育委員と町長との懇談会を実施し、首長との連携を図っている。		
5 教育委員の研修	A ○国、県が主催する教育委員を対象とした研修会や、朝倉郡地方教育委員会連絡協議会が実施する研修会等に参加した。 5/15 福岡県市町村教育委員会女性委員研修会 2名参加 7/12 福岡県市町村教育委員会新任委員研修会 1名参加 8/9 福岡県市町村教育委員会女性委員研修会 1名参加 10/21 北筑後市町村教育委員会連絡協議会研修会 4名参加 11/8 福岡県市町村教育委員会教育委員研修会 1名参加 8/1-2 九州地区市町村教育委員研修大会(大分市) 3名参加 11/4-6 市町村教育委員会研究協議会(鳥取市) 2名参加 2/7-8 朝倉郡地教連視察研修(熊本市) 1名参加	○今後も各種研修会について、情報提供を行う。		
6 学校及び教育施設に対する支援・条件整備	A ○1学期には北筑後教育事務所同伴の学校訪問を2校、筑前町教育委員会単独の学校訪問を3校、2学期には筑前町教育委員会単独の学校訪問を6校実施し、学校経営や教育活動、教育施設等の現状を把握し、課題解決に向けた方策等を確認した。			

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
II 教育委員会が管理・執行する事務	1	学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。	A ○多様な地域住民の関心や要望を適切に反映させながら教育行政を行っていくために、学校・地域の教育の実情や行政課題を把握し、教育委員会で審議を行い、「平成31年度（2019年度）教育施策」を策定した。さらにその施策について住民の十分な理解を得るために、「学校教育推進2019」並びに「社会教育推進2019」のリーフレットを作成し、学校、保護者、地域へ配付を行った。	○筑前町教育支援大綱に基づいて、教育施策の策定を行っていく。
	2	学校、公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。	— ○令和元年度は案件はなかった。	
	3	1件30万円を超える教育財産の取得を申し出ること。	— ○令和元年度は案件はなかった。	
	4	県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長の任免その他の進退について内申すること。	A ○県費負担教職員の次年度人事異動の内申をはじめ、定数欠員補充及び休職代替職員の任用に係る内申、退職内申、事務の共同実施兼務並びに小中兼務教員の内申を行った。 ○県費負担教職員の懲戒及び分限はなかった。指導措置としての訓告もなかった。	
	5	県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。	— ○県の方針を準用。	
	6	前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。	A ○北筑後教育事務所「人事異動取扱要領」を各学校に通知し、人事異動の適正な実施に取り組み、不服申し立てはなかった。	
	7	県費負担教職員以外の校長、公民館長及び図書館長の任免を行うこと。	— ○令和元年度はなかった。	
	8	教育委員会の職員の任免その他の人事を行うこと。	A ○教育委員会事務局職員のほか、指導主事、スクールソーシャルワーカー、作業療法士、ALT、栄養士、学校施設技術者、事務員、図書司書、特別支援教育支援員、学習支援員、文化財専門員、文化財補助員、調理員、スクールガードリーダー、こころの相談員、社会教育指導員、地域活動指導員等の嘱託・臨時職員等の任免を行っている。	○引き続き、円滑な学校運営事務ができるよう人事を行う。
	9	学校、公民館、図書館の敷地を選定すること。	— ○令和元年度はなかった。	
	10	1件100万円以上の工事の計画を策定すること。	A ○総合計画の教育施設整備実施計画を策定している。	○今後も、町総合計画の実施計画に上げる前に、教育委員会の審議を行い策定する。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
II 教育委員会が管理・執行する事務	11	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。	A ○平成19年の地教行法の改正により、平成20年度事業から点検・評価を実施している。また平成22年度事業からは、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り点検・評価の客観性を確保するために、外部評価を行っている。	○教育委員会が住民への説明責任を果たし、効果的な教育行政を推進していくためには、自らの活動を点検・評価し、公表することが重要である。そのために、議会へ報告を行い、一般への公表として、委員会窓口での閲覧及び教育委員会ホームページへ掲載を継続して行う。
	12	教育委員会規則等の制定又は改廃を行うこと。	A ○令和元年度の制定・改廃状況は次の通りで、審議を行い可決した。 ・条例の制定、一部改正案の議会上程・・・1件 ・規則の制定、一部改正・・・5件 ・規程の制定、一部改正・・・2件 ・要綱の制定、一部改正・・・7件	○今後も適切な事務処理を行っていく。
	13	教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見を申し出ること。	A ○教育費に係る当初予算、補正予算、及び条例の一部改正について意見具申を行った。	○各小・中学校予算をはじめ、教育関係に係る当初予算、補正予算の説明資料を工夫する。
	14	社会教育委員及び公民館運営審議会委員を経るべき議案について、意見を申し出ること。	- ○令和元年度はなかった。	
	15	校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。	A ○「平成31年度（2019年度）教育施策」の中に、主要施策の一つとして「使命感にあふれ、実践力を高める教職員研修の推進」を定め、教職員の資質向上と人材育成を図っている。	○引き続き、教育施策において、研修に係る重点目標と具体的施策を定める。
	16	学齢児童・生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。	- ○令和元年度はなかった。	

(学校教育)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	1 地域に開かれた学校づくりの推進	① コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の推進	A ○各学校の課題解決に向けた熟議を通して、特色のある取組が推進できた。具体的には、学習ボランティアによる学力向上の取組、学校運営協議会主催による安全安心集会の実施、地域見守り隊の組織化ができた。特に、「家庭学習強化週間」「ネット4ない宣言」の取組においては、「のぼり」を活用し、PTA、地域と連携した啓発活動が実施できた。そして「家庭学習強化週間」の時期を小中で合わせて防災無線を活用した啓発ができた。 ○中学校区で合同の学校運営協議会を開催し、小中が連携した取組が進んだ。具体的には、三輪中校区において、「草場川へおいで」をテーマに小中連携した取組が実施された。 ○コミュニティ・スクールの活動について、学校職員、PTA、地域に発信していく必要がある。	○各中学校区における小中連携の取組について熟議し、更なる充実のための方向性について提言してもらうようにする。 ○コミュニティ・スクールの取組については、さらに学校通信、ホームページ、集会等の場での紹介等、あらゆる場面での発信を推進する。
		② 学校評価の効果的運用	A ○「筑前町 学校教育推進」を基に本町の教育施策の重点を評価項目に位置づけることで、各学校の意識化につながり、取組が充実してきた。 ○各学校が教育活動等について自己評価・学校関係者評価を行い、その結果の公表を通して学校運営の改善ができた。 ○学校関係者評価委員会と学校運営協議会とを一体化することで、学校の教育活動に対する評価が、効率よく行うことができた。	○本町の重点施策を評価項目に位置付け、周知・徹底を図る。 ○評価委員による提言の中に、設備等の要望だけでなく、各学校の重点目標等に対する内容を入れてもらう。 ○各学校における自己評価の結果を基に、学校と評価委員等との協議を通して学校の課題を焦点化する。
	2 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実	① 教育の機会均等を図る体制整備	A ○経験年数や職務内容に応じた筑前町教職員研修を体系化・焦点化したことにより、各学校における教育活動の深化充実のための支援をすることができた。 ○三輪学校、東小田小学校における小中合同研修会を通して、児童生徒の「学び方の系統性」について共通理解を図ることができた。 ○電子黒板やタブレットパソコン、デジタル教科書等を活用した授業実践が進んだ。	○各中学校区毎の小中合同研修会を開催し、「学び方の系統化」を図る。特に、児童生徒自身が「何ができるようになったのか」を実感できる指導の工夫を共通して行うように指導する。 ○各学校の特色ある取組が、他の学校にも活かすことができるよう、筑前町教職員研修で報告させ、受講者を通して各学校への周知を図る。周知の有無を定例校長会において確認する。
		② 学力の定着を図る場の確保・充実	A ○筑前町学力向上推進協議会、学力実態分析部会を開催し、本町の課題及び取組の検証を関係機関で共有することができた。 ○新学習指導要領を踏まえ、英語教育推進研修を新たに実施したり、ICT活用研修においては、プログラミング学習の研修ができた。 ○小学5.6年生及び中学生を対象にした立命館アジア太平洋大学との連携「English Work Shop」の開催、小学3.4年生を対象に、夏季休業を利用したALTとの交流活動の開催を通して、外国語活動への意欲を喚起することができた。 ○60名の留学生を各中学校へ来てもらうことですべての生徒へ英語で学ぶ機会を与えることができた。 ○筑前町英語スピーチコンテストを実施し、英語で表現することの楽しさを体感させると共に、総合的な能力の向上を図ることができた。	○新学習指導要領の完全実施を見据え、外国語活動や英語科授業の効果的な指導ができるようALT5名の活用を図っていく。 ○英語検定試験の実施、英語スピーチコンテストの開催、APUとの連携等、環境を整備し、英語教育の充実を図る。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	2 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実	③ 教員の実践的指導力の向上	A ○筑前町教職員研修を実施したことにより、教職年数や職務内容に応じた研修を意図的、計画的に行い、受講者も達成感を持つことができた。 ○三輪中校区では、重点課題を通して研究のテーマに沿った協議及び授業ができた。そして夜須中校区においては、道徳の教科化へ向けた提案授業をすることができた。 ○筑前町英語教育推進研修において、講師を招聘し、全国学力・学習状況調査をもとに今後の外国語教育の方向性についての講話を行った。	○研修成果を所属校で活用するために、自校の課題を踏まえた課題設定を行うようにする。また、研修内容は自校の実態に即したものを厳選し、授業改善の道筋が明確になるようにする。 ○小中合同研修においては、特に「学び方の系統化」を重視し、低・中・高学年、中学での学び方を明らかにしていくようにする。 ○教職経験10年目までの教職員を対象に、指導主事による直接指導を位置づけ、授業力の向上に努める。
		④ 町一体となった学力向上の機運の醸成	A ○リーフレット「学校教育推進2019」を小・中学校の全児童生徒の家庭、学校運営協議会委員等に配布することで、本町の教育施策に対する理解促進を図ることができた。 ○学力テストの分析結果等について、教育委員会や各学校のホームページ、町広報紙を通じて、町民へ普及啓発することができた。 ○各中学校区で実施している「家庭学習強化週間」や「ネット4ない宣言」の取組を家庭・地域と連携するために、のぼりや防災無線を活用することができた。	○リーフレット「学校教育推進R2」を教職員、全保護者、町議会議員、学校運営協議会等に配布し、地域一体となった教育をさらに推進する。 ○学力向上推進プランを整理し、学校・家庭地域・教育委員会における重点的な取組を示す。 ○各中学校区で実施している「家庭学習強化週間」や「ネット4ない宣言」の取組をさらに充実させるための方策について協議する場を設ける。
	3 心づくり・体づくりの推進	① 食育の推進	A ○食育推進委員会を開催し、筑前町第二次食育推進基本計画に基づいた各部署の具体的な取組を推進することができた。 ○筑前町給食管理委員会において、すべての児童生徒の食の安全を図るため「筑前町食物アレルギー対応方針」に基づいたアレルギー対応が実施できた。 ○令和2年度から実施予定の筑前町第三次食育推進基本計画へ向けた協議を持つことができ、令和元年度の実施回数を増やすことができた。	○食育推進委員会の時期を早め、昨年度の反省及び今年度の目標を共通理解する。 ○筑前町第三次食育推進基本計画を基に食育の推進を図る。 ○「筑前町食物アレルギー対応方針」に基づく食物アレルギー対応が、迅速かつ的確に実施できるよう今後も指導を行っていく。
		② キャリア教育、ボランティア活動の推進	A ○キャリア教育における小・中一貫カリキュラム「夢と志を育む筑前っ子育成プラン」に基づいた特色のある実践を広げることができた。 ○立志式や1/2成人式を通して、児童生徒の将来に対する夢や希望を育むことができた。 ○コミュニティ・スクールと協働し、中学生が校区内の小学校に出向いて、学習支援を行ったり、地域の行事等にボランティアとして積極的に参加することができた。	○キャリア教育、道徳教育に関する小・中一貫カリキュラムの年間指導計画への位置づけと実践例の更なる蓄積を行う。 ○小中が連携した特色ある取組を行う。 ○自尊感情の高揚を目指し、立志式や1/2成人式といった行事を通して夢や志を育む教育を推進する。
		③ 道徳教育の充実・改善	A ○「特別の教科 道徳」の全面実施に向け、講師を招聘しての研修等、各学校の道徳教育推進教師を対象にした研修を行うことができた。	○道徳推進教師並びに教務担当主幹教諭を対象として「教科化に伴う授業改善」に焦点化した研修を行い、推進教師を通して各学校への周知・徹底を図り、「授業と評価の一体化」を促進する。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	4 いじめ・不登校に対する生徒指導体制の確立	① いじめ・不登校をなくす学校の取り組み	B ○生徒指導に係る調査等をもとに学校の取組を点検・指導し、いじめ認知件数は前年度と同数の17件、不登校は45名から62名に増加。 ○いじめ認知件数17件に対し16件が解消、1件が見守り期間。不登校62名のうち13名が解消した。 ○スクールソーシャルワーカーの計画的な学校訪問により、学校だけでは解決困難な個別の問題等の解決に向け効果的な活用を図った。 ○教育支援センターにおいて、学校への支援復帰と学力の保障を行った。9名（小学生5名、中学生4名）のうち、中学3年生3名は高校へ進学することができた。 ○いじめに対する組織的対応を図るため外部専門家を活用した研修、協議を全ての学校で実施できた。 ○いじめ・不登校対策委員会を年2回実施し、筑前町の児童生徒の実態や取り組みの重点を共有化することができた。	○近年のいじめ認知件数の増加は、いじめに対する教職員の目が行き届いていることの証でもあることから、教職員の積極的な認知と組織的な対応について各学校に周知し、児童生徒の中で傍観者を出さない取り組みをする。 ○不登校対策において、不登校兆候の把握等、早期対応を行うために、小中連携における体験入学やマンツーマン支援計画（基本情報シート）を活用した小中連絡会の内容方法の工夫改善を図る。 ○いじめに対する組織的対応を図るため外部専門家を活用した研修、協議を全ての学校で実施する。 ○いじめ外部専門家に筑前町はいじめ等の問題についてケース別の対応の具体的な助言をうける。
		② 児童生徒の安心・安全を守る連携体制	B ○通学路の安全確保のために、教育委員会、道路管理者、警察署が連携し、緊急点検を行い、危険箇所の改善を図った。 ○児童生徒の事故防止のために学校安全対策委員会で安全確保上の問題点の確認を行った。	○筑前町安全対策委員会での情報共有を行い、町としての多面的な取組を進める。 ○各学校での安心メール等の普及を促し、不審者情報等、緊急時の連絡体制構築を進める。
		③ 児童生徒の安心・安全を守る人的支援	A ○スクールカウンセラー4名（町費2名、県費2名）、心の相談員2名の配当時間はフルに活用された。 ○スクールソーシャルワーカーに対する学校の有効活用が促進し、教育相談が充実した。 ○スクールガードリーダーの助言をもとに、危険箇所の把握と改善を行った。また不審者情報に対する対策を行った。	○スクールソーシャルワーカーの各学校の生徒指導委員会への有効活用を図る。 ○ケース会議においてスクールソーシャルワーカーの有効活用を図る。 ○学校・保護者・地域及び関係機関等との情報交換を積極的に行い、新たな危険箇所等の把握を行う。
	5 特別支援教育の充実	① 学校における特別支援教育の組織的な推進	A ○個々の児童生徒の実態に即した個別の支援・指導計画の整備を進め、各学校の特別支援学級の適切な運営のための指導を行った。 ○通級指導教室（言語・情緒）での指導の充実が図られた。 ○筑前町の特別支援教育支援員等研修会において「障害者差別解消法」に基づく合理的な配慮の提供について、周知・啓発を行った。	○普通学級に在籍する発達障害等が疑われる児童・生徒の個別の指導計画を作成し、特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりを充実させる。 ○「ふくおか就学サポートノート」の普及と活用を図る。
		② 関係機関とのネットワークの構築	A ○県指導主事や特別支援学校による巡回相談を実施し、個別の支援方法について指導、助言を行った。 ○スクールソーシャルワーカーが要となり、こども未来センターや児童相談所等との連絡調整を密にすることで、児童生徒の健全育成及び保護者への支援に努めた。	○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、作業療法士と連携した巡回訪問を行い、よりよい支援ができるようにしていく。 ○生徒理解を深めるために巡回相談を実施することを促す。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	5 特別支援教育の充実	③ 個々の教育的ニーズに対応する人的支援	A ○通級指導教室において、言葉や日常生活に困り感を持つ児童への支援を行うことで様々な効果が見られた。 ○9名の特別支援教育支援員を町費で各学校に配置し、特別支援学級での学習を充実させるとともに、普通学級の支援も積極的に行った。 ○特別支援教育支援員及び学習支援員を対象とした研修会において、専門的な立場からの講話や互いの情報交換を行うことで支援員としての認識が高まり、具体的支援の在り方についても学ぶことができた。	○特別支援教育支援員研修会において本町における特別支援の充実の在り方について共通理解を図る。 ○作業療法士との連携や活用について検討する。
	6 人権教育の推進	① 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進	A ○人権教育の視点に立った学校づくりについて、「学校教育推進2019」に位置づけ、教員、保護者等への啓発を行った。 ○定期的な学校訪問を行い、学校の教育活動全体を通しての人権教育の推進が図れるよう、指導・支援を行うことができた。 ○初任者及び初めて筑前町の教職員として勤務する者を対象にした好ましい人権感覚の涵養と個別の人権課題の解決に向けた正しい理解を育むための研修会を開催した。	○人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」が各学校で共通理解のもと進められるよう指導を行って行く。 ○初任者及び初めて筑前町の教職員として勤務する者を対象にした研修を進める。
		② 組織的な取組の推進	A ○実態把握に基づき、人権尊重の視点に立った学校づくりの取組ができるよう、各学校の人権教育の全体計画、年間指導計画等の点検、改善がなされた。 ○校長を中心とした人権・同和教育の推進に努めた。 ○学校で発生した人権問題に関わる事象に対して、校長を中心に組織的対応が図られるよう学校に支援・指導を行った。	○全体計画及び年間指導計画について学校全体での「計画・実行・評価・改善」を確実に行うよう指導する。 ○「学習活動づくりについて」児童・生徒の人権尊重の意識が高まるよう効果的に推進する。 ○教職員の人権感覚の向上を図るため、教育事務所作成の資料等を紹介し、各校での研修を実施する。
		③ 指導内容の充実と指導方法の工夫・改善	A ○人権教育教材「かがやき」「あおぞら」の計画的な活用や参加、体験的な授業づくりに向け、公開授業等を通して研修を行うことができた。 ○人権教育教材開発のために、県の指定校である中牟田小学校への支援・指導を行った。	○新教材「あおぞら2」の活用促進を図る。 ○個別の人権課題に対する理解と体得を図るための授業づくりへの支援・指導を行う。 ○中牟田小の実践について校長会等を通じて情報提供を行い、実践を広げる。
	7 教職員の資質向上と人材育成	① 教職員の資質向上を図る人事評価の推進	A ○人事評価のねらい、適正な評価方法、実施上の留意点等について各校長に指導した。 ○各学校で、個票を作成し、校務、学級経営、授業等における客観的な評価を行った。 ○各学校が当初、中間、最終面談等の個人面談を計画的に実施することができた。 ○人事評価制度の周知を行うとともに、校長会等を活用し、情報交換を図った。	○評価規準に関する各校長の共通理解、根拠の記録等について、県教委資料等をもとに継続的に指導して行く。 ○人事評価制度の改正に伴う適正な人事評価に関して、引き続き校長会等の中で、情報交換や共通認識を図るようにする。
		② 教職員派遣研修や教職員人事による人材育成	A ○中央研修や長期派遣研修の申し込みも多く、教科等の専門的な知識や実践力、マネジメント力の育成へ向けて意欲的な姿勢を感じた。 ○経験年数、職務内容に応じた研修を行うことで、人材育成を図ることができた。	○教職員に対し、研修の成果を発揮できるような活躍の場を与え、人材育成を進めて行く。 ○教職員一人一人の職務やキャリアステージに応じた筑前町教職員研修において、今後も工夫改善を図り、内容の充実に努める。 ○ミドルリーダーの育成に向け、人材育成の観点を踏まえた各学校校務分掌の作成、校外における研修機会の提供等に努める。

(社会教育)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	1 学校・家庭・地域の連携による学習機会の充実	① 成人学級・講座	B ○4月に運営委員会で年間活動計画の確認を行い、5月～2月まで高齢者学級を開催した。参加者が固定化しており、年々参加者も高齢化し、減少してきている。 ○成人講座受講後にアンケートを実施したが、各講座の満足度や目標達成率は高く、受講した内容を日ごろの生活の中で活用していく等の活発な意見もあった。	○高齢者学級については、参加者を増やすため、運営委員会の主体であるシニアクラブと協議し、より魅力ある講座を開催する。 ○成人講座は、今後も受講者からアンケートを実施しながら町民のニーズに合わせて計画していく。また、多くの方が受講できるよう、講座内容を検討し、周知方法を工夫していく。
		② アフタースクール	A ○中牟田小では6～2月の間、放課後に体験活動、学習支援活動を地域人材の協力を得て実施することで児童の居場所づくりを行った。また異学年交流やコミュニケーション能力の向上にもつながった。 ○三輪小と東小田小では、学年を対象に地域人材の協力を得て放課後学習支援活動を行うことで、児童の家庭学習の定着を促し、学力の向上を図った。 ○中学校では6～2月の間、放課後の空き教室を利用し、1日2時限(数学・英語)を週2回の講義を実施した。その講師を高度な専門性、指導力及び豊富な経験を有する民間教育団体に委託することで、生徒の学習意欲を喚起し、更なる学力の向上を図った。また30年度からの学びの習慣を継続させることを目的に、早期申込者を対象に5月中、週1日、放課後の自習室開放を行った。	○小学校では、児童や保護者、ボランティアスタッフからのアンケートを行い、見守り体制の改善やスタッフ間の情報共有の充実を図る。また、将来的なビジョンを明確にし、活動内容や時間等の検討が必要。 ○中学校では、各学年基礎クラスと活用クラスに分けて復習を中心に講義を実施しているが、今後学校の進捗状況等の確認をしたうえで、それぞれのクラスの講義内容等を検討する必要がある。
	2 図書館の充実と読書活動の推進	① 子ども読書活動推進計画の実施	A ○平成30年度～令和4年度までの第2次計画をダイジェスト版を活用し、小学1年生や保育所・幼稚園の保護者に周知した。 ○「第2次筑前町子ども読書活動推進計画」に沿った事業を行った。「小学生読書リーダー育成講座」では、夏休み中に読書リーダーを育成し各小学校の読書活動の促進につなげた。 ○「毎月23日は読書の日」とし、この日は省テレビ・省ゲームデーで家族で読書活動を行う日として防災無線やポスター掲示等により啓発した。 ○小学低学年、高学年用の家読スタンプラリーを作成し、公共図書館にて配布を行い「読書の日」及び「家読」の啓発を行ったことで、期間中公共図書館での貸出冊数が若干増加した。	○新小学1年生に引き続きダイジェスト版を配布し啓発を図る。また、計画に沿って、「毎月23日は読書の日」をきっかけに「省テレビ・省ゲームデー」「家読の習慣づくり」を広く周知していき読書環境の充実に努める。
		② 地域の知の拠点としての機能強化	A ○SNS(ツイッター)を活用し、公共図書館の利用促進につながるよう努めた。 ○コスモス図書館15周年を記念し、図書館キャラクター「ぶっくま」を選定し、図書館バックを頒布するなど利用促進につなげた。 ○町民のさまざまな読書要求に応え、常に新鮮な資料構成を維持し、他館との相互貸借も利用した資料提供を行った。町民の生涯学習の場としてより良い利用環境を整えるとともに、レファレンス(調査支援、学習援助)やリクエスト(予約)サービスに力を入れた。	○住民の生涯学習拠点として、住民のニーズに即した資料提供に努める。 ○めくばーる図書館照明をLED化し、読書環境を改善する。



大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	3 生涯スポーツの普及促進による健康増進	① スポーツ指導者研修会	A ○スポーツ少年団指導者、体育協会員、スポーツ推進委員を対象に、北筑後教育事務所と共催で実施。リズムダンスやアビスパの指導者による競技指導方法を学習し、地域スポーツの振興を推進する指導者としての力量や資質の向上に努めた。	○より多くの方に参加してもらうように通知や会議等で周知し、普及促進に努める。
	4 芸術文化の鑑賞機会と発表機会の充実	① 芸術・文化事業の開催	A ○自主文化事業検討委員会を年3回開催し、子どもから高齢者まで楽しめる内容を検討した。 ○今回初めて依頼する出演者を増やし、新たなジャンルを開拓した。 ○体験型として、演奏会の中で子どもたちを舞台に上げ、楽器に触れ、演奏体験を行った。 ○アンケート調査を行い、自主文化検討委員会の資料として活用した。	○事業費の4割を割らないようにインターネットやチラシ、町内放送で周知させているが他の方法も検討する必要がある。 ○体験型の企画を提供し、聴く観るだけでなく、体験する機会を提供することによって、音楽に興味を持ってもらえるようにする。
		② 文化財の保存・活用	B ○開発と文化財保護との調整については、402件の事前協議を行い、その中で14件の試掘・確認調査を行い、そのうち三国手遺跡と日照寺遺跡の2件の緊急調査を行った。 ○過年度のほ場整備事業に係る埋蔵文化財調査報告書の作成については、計画的な発行に努め、令和元年度は町内最大の遺物量を誇る東小田峯遺跡の調査報告書を刊行し、平成元年調査の迫額遺跡、平成4年度調査の梨子木遺跡の整理・復元作業を行った。 ○普及活動事業については、歴史民俗資料室で10月から2か月間、秋期企画展を実施し約200名の来訪者があった。また、国史跡仙道古墳の装飾石室の公開や、中学・高校生の職場体験、各地区へ出前講座や体験学習等を実施した。	○開発と文化財保護との調整については、地図システムを活用し、調査履歴を反映した台帳を整備し、日常的な問合せに応じて台帳の充実を図っているが、若干過去の履歴が漏れているところがあり、整備充実が必要である。 ○普及啓発活動として、出前講座や体験学習ではモノに触ってもらい、実際に火起し等体験してもらうことで、当時の文化水準の理解が深められるよう努めたが、今後はその他の事象と関連付けて説明することが課題である。
	5 様々な体験活動による青少年の健全育成	① 通学合宿	A ○三輪小学校区、中牟田小学校区、東小田小学校区の3校区で4～6年生を対象とした3泊4日の通学合宿を実施。合宿期間中、子ども達は自分たちで調理・掃除・勉強などの生活体験を行い、生活力と基本的な生活習慣を養うことができた。また、調理や掃除・宿題の見守り、送迎やもらい湯など地域の協力もいただき地域との交流も行なったことで、通学合宿を浸透させることができた。	○今後も子ども達が生活力を養えるようなプログラムを検討していく。 ○地域の負担を減らし地域が協力しやすい運営を行い、地域により通学合宿を浸透させる。
		② 子ども育成塾	A ○筑前町全域で参加者を募集。料理教室や自然学習、防災体験等様々な体験活動を行うことで、子どもの生きる力を育むことができた。ボランティア体験について、講師を招くことで、より深い知識を身に着けたうえで、子どもたち自ら計画、準備、実施することができた。年間の活動を通し自主性や規範意識を高めジュニアリーダーの育成を図ることができた。	○より一層活動内容を充実させる。
		③ 6年生交流会	A ○町内の小学6年生を対象に7月に事前研修、8月に1泊研修を開催した。1泊2日の日程で野外炊飯、スポーツレクリエーション、フィールドビンゴ等しながら町内の小学6年生同士の交流を深めることができた。また、班の中で役割分担を決めることで、各々が自分の役割を責任もって果たすことや、思いやり、周りと協力することの大切さを学ぶ機会にできた。	○参加者を増やす取り組みとして、学校毎に募集PRを行い周知していく。また、事前研修、本研修、事後研修（新型コロナウイルス感染症予防のため中止）と3回あることが申込へのハードルに繋がっているのではないかと考え、子どもたちが参加しやすいように本研修のみ行うこととする。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する 事務	6 「子どもの約束」の推進	① 「子どもの約束」の推進及び啓発事業の充実	A ○スポーツ少年団、文化少年団、子どものつどい、通学合宿時の配付資料に「約束」を綴り込むとともに、斉唱を奨励した。 ○子どものつどいで、「子どもの約束大声大会」を実施した。 ○子どもの約束の啓発事業として社会教育委員を中心に教育委員会、大刀洗平和記念館、大人のガイドボランティア等と連携し、「大刀洗平和記念館中学生ボランティアガイド」事業を行った。	○各小中学校や各団体への啓発を継続し、事業の継続と新たな展開や家庭への普及促進を図る。
	7 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の促進	① 筑前町人権・同和推進協議会 社会教育部会	A ○6月6日に社会教育部会総会を行い、30年度事業報告及び令和元年度事業計画について協議した。各種講演会・研修会への参加、部会員が属する団体での研修を呼びかけた。総会終了後、児童虐待をテーマにに部会で人権・同和問題研修を行った。 ○自治公民館長会及び社会教育委員会の中で、人権研修を行った。	○社会教育団体に対し、人権セミナーや研修会の実施に向けて、人権・同和对策室と連携し、より多くの団体が実施するよう努める。 ○生涯学習まちづくり出前講座に人権に係るメニューを増やし、人権について考える機会を提供する。